

# 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

## 指 針 の 概 要

山梨県 土木部

### 分別解体等及び再資源化等の促進等

- ・建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、建設工事の施工、廃棄等に至る各段階において、循環型社会経済システムを構築
- ・優先順位として、第一に発生の抑制、第二に建設資材の再利用、第三にマテリアルリサイクル、第四にサーマルリサイクル、最後に最終処分
- ・関係者による適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつリサイクルに参加する
- ・分別解体等の技術力の確保、解体工事を行う者に関する情報提供、適正な施工の監視・監督
- ・対象建設工事のみならず、対象建設工事以外の建設工事に係る再資源化の促進
- ・県の実状を踏まえ対象建設工事の規模基準及び再資源化の距離基準を決定

解体 80m<sup>2</sup> 以上      新築 500m<sup>2</sup> 以上      修繕・模様替 1 億円以上      土木工事 500 万円以上      距離基準 50km

### 排出抑制のための方策

- ・計画・設計段階の取組の実施
- ・建築物等の長期的使用、再利用
- ・耐久性の向上、長寿命設計
- ・端材の発生が抑制される工法の採用、資材選択
- ・技術開発維持修繕体制の整備
- ・県が発注者の場合の率先取組み

### 目標の設定等再資源化等の促進のための方策

- ・平成 22 年度再資源化等の目標  
C o 95%    A s 95%    木材 95%
- ・必要な再資源化施設の確保
- ・再資源化により得られた物の利用促進
- ・C o ・ A s ・ 木材の具体的利用方策等
- ・特定建設資材以外の分別解体再資源化の促進

### 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

- ・リサイクル材の需要の創出及び拡大
- ・品質の確保、安全性・自然環境保全への配慮
- ・関係者によるリサイクル材の利用・選択、開発・製造  
品質確保、品質基準・規格化
- ・県による情報提供・普及啓発・率先利用
- ・公共事業における利用方策

### 意義に関する知識の普及

- ・環境教育、環境学習、広報活動等
- ・パンフレットなどの作成配布、講習会の実施

### その他重要事項

- ・費用の適正な負担      ・有害物等の発生の抑制
- ・各種情報の提供      ・ライフサイクルアセスメント